

平成 30 年 7 月豪雨災害で被災された方の利用料金の免除について

福岡県都市公園条例、福岡県都市公園条例施行規則に基づき、次のとおりプールの利用料金を免除いたします。

●対象

平成 30 年 7 月の豪雨による災害により被害を受け、発生時において適用市町村に住居していた方となります。

※対象市町村

島根県江津市、島根県邑智郡川本町、岡山県小田軍矢掛町

山口県岩国市、福岡県飯塚市

●期間

平成 30 年 7 月 12 日から平成 32 年 7 月 11 日まで（2 年間）

●手続き

プールご利用当日、平成 30 年 6 月 28 日に居住していた市町村の発行するり災証明書または被災証明書の写しを受付にご提出ください。

詳しくはお電話にてお尋ねください。